

石綿飛散防止対策に係る検討について 環境省



吹付け石綿等の特定建築材料が使用されている建築物等の解体現場等からの石綿の飛散防止をさらに徹底するため、平成24年5月18日付けで、環境省中央環境審議会大気環境部会に石綿飛散防止対策委員会が設置されました。

同委員会では、平成24年中に計6回にわたり石綿飛散防止関連制度について検討を行う予定です。

検討内容については、以下の通りです。

- 1.立入検査権限の強化及び事前調査の義務付けについて
- 2.敷地境界等における大気濃度測定の義務化及び測定結果の評価について
- 3.大気濃度測定に係る試料採取及び分析について
- 4.発注者による配慮について
- 5.法令の徹底と透明性の確保について
- 6.特定建築材料以外の石綿含有建材を除去するにあたっての石綿飛散防止対策について
- 7.その他

委員会の検討結果を踏まえて、本年中に開催予定の中央環境審議会大気環境部会に中間報告を行い、法改正が必要な場合は、来年の通常国会に法案を提出し、測定方法等の改正が必要な場合については、来年度以降に検討する予定となっています。

当社は、空気中、建材中を問わず様々石綿分析の実績があります。石綿に関することで、何かお困りのことがありましたら、お気軽にご相談下さい。

資料 2012年6月27日付 環境省中央環境審議会資料

化学分析箇所 加藤吉紀